

## 東京都板橋区母親学級実施要綱

平成 14 年 11 月 20 日 区長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）及び東京都板橋区立健康福祉センター条例（平成 8 年板橋区条例第 38 号。以下「センター条例」という。）に基づき、妊娠期及び産じょく期の女性並びに乳児に関する保健指導及び知識の普及を図るため、板橋区（以下「区」という。）が実施する母親学級事業（以下「母親学級」という。）にあたって、基本的事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 母親学級の対象は、区内在住の初めて出産する妊産婦、乳児の父親若しくは祖父母、又はそれらの者に準じる者とする。

### (実施場所)

第 3 条 母親学級の実施場所は、センター条例に基づき設置された区の健康福祉センター（以下「センター」という。）及びセンター所長の指定する場所とする。

### (利用回数)

第 4 条 母親学級を利用できる回数は、同一講座につき一年度 1 回とする。

### (事業内容)

第 5 条 母親学級の事業内容は、第 2 条の対象者に対する母性又は乳児の養育に関する保健指導の実施及び知識を深めるため講座等を開催する。

### (費用負担)

第 6 条 母親学級の受講料は、無料とする。ただし、教材費などの費用については、受講者に実費弁償を求めることができる。

### (記録の保存)

第 7 条 センターは、母親学級の関係書類を 3 年間保存するものとする。

### (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、母親学級に関し必要な事項については、板橋区保健所長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する

### 付 則

この要綱の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する